

浄化センター水質分析業務委託 仕様書

1 業務名

浄化センター水質分析業務委託

2 業務の目的

本市が所管する浄化センターにおける処理水、流入水及び脱水汚泥について、下水道法の規定に基づく水質試験並びに脱水汚泥の有効利用のための溶出試験及び含有試験を実施する。

3 履行場所

熊本市西区蓮台寺五丁目7番2号

4 履行期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

5 業務内容

各分析試料ごとに定められる項目について、1年間を通して分析を実施し、その結果を1か月ごとに提出する。なお、業務の主体部分である分析業務及び報告書類の発行を再委託しないこと。

（1）分析試料及び検体数

対象施設（所在地）	分析試料及び検体数		
	処理水	流入水	脱水汚泥
中部浄化センター (熊本市西区蓮台寺五丁目7番2号)	2 検体※ ¹	2 検体※ ¹	1 検体
東部浄化センター (熊本市東区秋津町秋田536番地)	3 検体※ ²	2 検体※ ³	1 検体
南部浄化センター (熊本市南区元三町四丁目1番1号)	1 検体	1 検体	1 検体
西部浄化センター (熊本市西区沖新町4944番地3)	1 検体	1 検体	1 検体
城南町浄化センター (熊本市南区城南町島田438番地)	1 検体	1 検体	1 検体
検体数合計	8 検体	7 検体	5 検体

※1：検体数の内訳：「中部A系」、「中部B系」

※2：検体数の内訳：「東部A系」、「東部B1,2系」、「東部B3系」

※3：検体数の内訳：「東部A系」、「東部B系」

(2) 分析項目及び分析回数

分析試料	分析項目		分析回数
処理水	水質試験 3 5 項目	3 3 項目（別紙 N o . 1 ～ 3 3）	1 か月に 1 回
		2 項目（別紙 N o . 3 4 , 3 5）	1 か月に 2 回
流入水	水質試験 3 5 項目	3 3 項目（別紙 N o . 1 ～ 3 3）	3 か月に 1 回
		2 項目（別紙 N o . 3 4 , 3 5）	1 か月に 1 回
脱水汚泥	溶出試験 2 5 項目 （別紙 N o . 1 ～ 2 4 , 2 7）		1 か月に 1 回
	含有試験 2 9 項目 （別紙 N o . 1 ～ 4 , 6 ～ 9 , 2 0 ～ 3 3 , 3 6 ～ 4 2）		

(3) 分析方法

各分析項目について、次に示す関係法令等に基づく方法にて分析を実施する。分析方法が定められていない項目に関しては、官公庁等が定める一般的な分析方法にて分析すること。

水質試験：下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和37年厚生省・建設省令第1号)

溶出試験：産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(昭和48年環境庁告示第13号)

含有試験：下水試験方法(2012年版)

(4) 試料採取

試料採取については委託者が実施し、中部浄化センター（熊本市西区蓮台寺五丁目 7 番 2 号）にて受託者へ引き渡すものとする。採取容器は受託者が用意し、事前に委託者へ渡しておくこと。

試料採取日については、契約締結後に委託者が指定する日とするが、原則として、次表のとおり毎月実施する。

採取時期		試料	検体数	分析項目
1 回目	月の第 1 週目	処理水	8 検体	水質試験 3 5 項目 (別紙 No.1～3 5)
		流入水※	7 検体	水質試験 3 3 項目 (別紙 No.1～3 3)
		脱水汚泥	5 検体	溶出試験 2 5 項目 含有試験 2 9 項目
2 回目	月の第 3 週目	処理水	8 検体	水質試験 2 項目 (別紙 No.3 4, 3 5)
		流入水	7 検体	水質試験 2 項目 (別紙 No.3 4, 3 5)

※分析回数が 3 か月に 1 回であるため、5 月、8 月、1 1 月、2 月のみ実施する。

6 提出書類

(1) 契約締結後

受託者は、契約締結後、速やかに以下の書類を提出すること。

- | | |
|---------------------------|-----|
| ①委託業務着手届 | 1 部 |
| ②現場責任者届 | 1 部 |
| ③分析方法、定量下限値及び検出下限値を記載した書類 | 1 部 |

(2) 履行期間中

受託者は、各試料採取日の翌月末までに、以下の報告書類を提出すること。ただし、履行期間の最終月である令和7年(2025年)3月に採取した試料における報告書類については、当月末までに提出し、履行期間内に全ての報告書類の提出を完了すること。

- | | |
|-------------------|-----|
| ①濃度計量証明書又は分析結果報告書 | 2 部 |
| ②各分析における分析チャート | 1 部 |
| ③PRTR用結果一覧表※ | 1 部 |

※処理水及び流入水におけるPRTR対象物質について、分析結果の一覧表を作成する。PRTR対象物質は、別紙の表におけるPRTRの欄に「☆」を付している項目とする。なお、分析結果が定量下限値未満であっても、検出下限値以上の測定値が得られた場合は、その値を記載すること。

(3) 業務完了後

受託者は、業務完了後、速やかに以下の書類を提出すること。

- | | |
|----------|-----|
| ①委託業務完了届 | 1 部 |
|----------|-----|

7 注意事項

(1) 試料採取日の変更について

本業務では、対象施設の運転状況や天候等により、指定された日に試料採取を実施できない場合がある。委託者が指定された日に試料を採取することができないと判断した場合は、当日の午前中までに受託者へ連絡し、受託者は日程変更等に応じるものとする。

その他、やむを得ない事由により試料採取日を変更する場合は、委託者と受託者が打合せのうえ決定するものとする。

(2) 分析試料数の変更について

万が一、対象施設の突発的な工事や運転変更など、やむを得ない事由により試料採取が長期的に困難になった場合は、委託者と受託者が協議したうえで、試料数変更等の措置を講ずるものとする。

(3) その他

その他、本仕様書に明記していない事項で疑義が生じた場合は、委託者と受託者で協議して対応するものとする。